

装管原第279号
27.10.1
一部改正 装管原第4998号
令和4年3月30日
一部改正 装管原第5852号
令和5年3月31日

調達事業部長殿

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

予定価格算定事務細部要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：各地方防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、
宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事
務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

予定価格算定事務細部要領

(目的)

第1条 この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第35号）第26条に基づき、予定価格算定事務に係る細部要領に関し必要な事項を定め、もって予定価格算定事務の適正を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第277号。27.10.1）に定めるところによる。

(予定価格算定のための基礎資料の整備)

第3条 物別官室長は、予定価格の算定に当たっては、公刊資料等の情報、算定事務訓令第2章第1節に規定する価格調査の結果及び調査能力のある者（法人を含む。）に行かせた委託調査を通じて、定期的に価格等に関する情報を入手し、保存し、積極的に活用するものとする。

2 物別官室長は、前項に加え、積極的に原価調査を実施するとともに、原価監査を通じて入手した原価に係る情報を、対象となった装備品等の次回以降の予定価格の算定に考慮できるよう当該情報を保存する。

3 物別官室長は、前例価格を予定価格に採用する場合、又は前例価格により予定価格を調整する場合は、前例価格が決定された当時の状況を十分に調査し、現時点の価格、物価変動、需給の状況、技術面及び仕様上の差異等を適切に比較、検討するものとし、予定価格算定説明書（計算価格等の計算の条件、背景、理由、根拠等計算方法を後日確認する場合において必要と認められる事項を記載した資料をいう。以下同じ。）に明確に記載し、客観的な記録として保存する。また、前例価格を計算価格に適用若しくは前例価格により計算価格を調整する場合も同様とする。

4 物別官室長は、予定価格と落札価格が同一になった場合はその要因等を調査し、その結果を保存する。

(不調後の予定価格の算定)

第4条 物別官室長は、入札等が不調となった場合には、不調の具体的理由を調査・検討し、かつ、その結果を記録するものとする。

2 当該不調の原因が予定価格にあると認められる場合には、当該原因を市場の実態が反映された貴重な情報と位置付け、予算決算及び会計令第80条2項で示される「需給の状況」に該当する要素になりうることを考慮し、予定価格を新たに算定するものとする。

(予定価格算定を行うための調査)

第5条 物別官室長は、契約予定相手方から提出された見積価格計算書その他見積資料（以下「見積資料等」という。）の内容について、次の各号に留意し、契約予定相手方に必要な説明を求め、可能な限り細部まで確認するとともに、その内容を適切に記録し、事後の予定価格の算定の資とする。

- (1) 契約予定相手方の見積手順を把握し、見積資料等の真正性を確認すること
- (2) 仕様書等の内容と見積資料等の内容の整合を確認すること
- (3) 見積資料等の内容と作業手順書や設計図面等との整合を確認すること
- (4) 前号の確認に際し、見積資料等と原価発生場所から原価元帳又はこれに相当する帳票類に至る原価集計手続との整合を確認すること
- (5) 本条第3号の確認に際し、仕様書等で技術導入契約を必要とする場合、その内容と見積資料等の整合を確認すること
- (6) 見積資料等において、下請負者（再下請負者等を含む。）の見積価格や下請負者への発注価格を計上している場合、当該価格の内訳、下請負者との商議の内容等及び当該価格を計上した経緯を確認すること
- (7) 前号の確認に際し、下請負者が輸入品を扱う場合、外国におけるメーカー（製造業者）、エージェント（代理店）、ディストリビューター（販売店）その他当該輸入品の流通過程に関与し、価格決定できる者が発行した見積書を求めるなど、当該価格を計上した経緯を確認すること
- (8) 見積資料等の消費量又は工数の妥当性を検証するため、予定される契約履行の方法又は類似の方法に係る実績等の調査を充実させること
- (9) 見積資料等の価格の妥当性を検証するため、契約履行に要する消費価格について、実績価格（前例価格を含む）、市場価格及び類似品価格の調査を充実させること
- (10) 前例となる契約があり、その計算方法や内容を今回の計算価格の計算に適用する際には、当該計算方法や内容の根拠資料等の調査を充実させること
- (11) 計算価格又は予定価格への影響度合を考慮し、契約予定相手方又は下請負者から提出又は提示される資料の信頼性が担保できる範囲において基準を設定し、案件を抽出するなど、契約予定相手方等の過度な負担とならないよう努めること

2 原価計算方式により計算価格を計算する場合、調達管理部原価管理官（以下「原価管理官」という。）と物別官室長は連携の上、契約相手方の経費率算定上の部門について、中央調達における契約に係る原価計算上の部門別総工数と当該部門の加工費率算定上の保有工数との比較及び検討を行うものとする。

3 物別官室長は、あらかじめ選定した調査対象契約相手方毎の原価計算上の製造原価と契約金額（税抜き）の率と、それに対応する当該相手方の損益計算上の率との

比較及び検討を行うものとする。

4 物別官室長は、前3項の調査を行った結果、必要があると認める場合には、その結果を原価管理官へ通知するものとする。

(予定価格算定記録の保存の徹底)

第6条 物別官室長は、予定価格調書を作成する際、毎回、予定価格算定説明書を必ず作成し、予定価格の算定の透明性、適正性の確保に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、計算方式が市場価格方式による場合又は同一年度の前例価格を予定価格に採用する場合は、予定価格算定説明表をもって予定価格算定説明書とすることができる。この場合において、所要の検討事項については、予定価格算定説明表に記載するものとする。

3 物別官室長は、必要に応じ、担当者から当該内容についての説明を求め、記録の保存を徹底するものとする。

(予定価格に係る情報の管理についての徹底)

第7条 物別官室長は、予定価格及びその計算内訳資料の管理について、分掌する範囲における担当責任者を指定し、予定価格に関する情報が外部に漏れることのないよう情報の管理を徹底するものとする。

(官給材料の計算)

第8条 直接材料の全部又は一部の官給（仕様書に定めるところにより、契約の履行のため契約相手方に材料、部品、機器、治工具及び測定具等を支給又は貸与することをいう。）を定めた場合、当該官給材料の価格は、直接材料費に計上しないものとする。ただし、直接労務費、製造間接費等の計算においては、官給材料の価格を含め直接材料費とすることができる。

(変更契約における計算特例)

第9条 原契約の計算価格に計上した費用に、変更契約により必要でなくなる費用がある場合において、当該変更契約に係る予定価格の算定時にそれが既に正当に支出され、かつ、やむをえないものと認められるときは、その支出された費用を計算価格に計上することができる。

2 納期変更の場合においては、原契約の計算価格に納期の指定による特別の費用を計上してあるとき、又は当該納期の変更により特別の費用を必要とするときのほかは、価格に変更がないものとみなすことができる。